

正誤

平成三十一年二月二十五日（号外第三十五号）厚生労働省告示第四十三号（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件）

改正後の別表「第15部 追補(11)」の内用薬中、「ピジンプロ錠 15 mg」は「ビジンプロ錠 15 mg」の、「ピジンプロ錠 45 mg」は「ビジンプロ錠 45 mg」の誤り。